

公益財団法人新潟市スポーツ協会
みなし決議に関する令和8年度評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案第1号 評議員の補欠選任について

近藤 泰則 評議員の退任に伴い、坂井 政幸を補欠として評議員に選任する。

なお、任期は定款第12条第2項の規定により、令和9年度に関する定時評議員会（令和10年5月開催予定）の終結の時までとする。

2 決議事項を提案した理事の氏名

代表理事 中原 八一

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和8年4月7日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事 中原 八一

令和8年4月1日、代表理事 中原八一が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について上記内容の提案書を発し、当該提案につき、令和8年4月7日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条に基づく決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は次に記名押印する。

令和8年4月7日

代表理事 中 原 八 一

